

令和7年3月18日

登録業者の皆様へ

総務部契約管財課長

「工事発注の標準となる契約予定価格」の見直しについて

千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成3年訓令第3号）別表の1の項の規定により工事の契約予定金額の区分に応じその区分に対応する格付等級に属する業者の中から指名又は選定する場合の工事の種類、格付等級及び契約予定価格の区分について、次のとおり改正いたしました。

令和7年度実施工事から適用いたします。

工事の種類	格付等級	契約予定価格	
		改正後	改正前
土木一式工事	A	4,000万円以上	3,000万円以上
	B	2,000万円以上 4,000万円未満	1,500万円以上 3,000万円未満
	C	2,000万円未満	1,500万円未満
建築一式工事	A	7,000万円以上	6,000万円以上
	B	3,000万円以上 7,000万円未満	2,000万円以上 6,000万円未満
	C	3,000万円未満	2,000万円未満
舗装工事	A	3,000万円以上	2,000万円以上
	B	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満
	C	2,000万円未満	1,000万円未満
管工事	A	3,000万円以上	2,000万円以上
	B	1,000万円以上 3,000万円未満	500万円以上 2,000万円未満
	C	1,000万円未満	500万円未満
電気工事	A	2,000万円以上	1,000万円以上
	B	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
	C	1,000万円未満	500万円未満
造園工事	A	2,000万円以上	1,000万円以上
	B	1,000万円以上 2,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満
	C	1,000万円未満	300万円未満